

政策評価委員会の審議結果

平成18年8月

川崎市政策評価委員会

- 目 次 -

1	はじめに ～政策評価委員会の役割～	1
2	平成 17 年度 施策評価の検証	1
	(1) 検証の対象と方法	1
	(2) 検証の視点	2
3	検証結果と改善意見	3
	(1) 「指標の設定について」の検証結果	3
	(2) 「成果の説明について」の検証結果	5
	(3) その他の意見	7
4	まとめ	8
5	関係資料	9
	資料 1 抽出した 26 の施策課題一覧	9
	資料 2 「指標の設定」に係る個別意見	10
	資料 3 「成果の説明」に係る個別意見	11
	資料 4 川崎市政策評価委員会設置要綱	12
	資料 5 政策評価委員会の審議経過・政策評価委員会委員名簿	13

1 はじめに ～政策評価委員会の役割～

市は、市政運営の基本方針として策定した新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」に沿って効果的に施策を執行し地域の課題解決を図るため、「計画・実行・評価・改善（Plan-Do-Check-Action）」のしくみ「川崎再生 ACTION システム（事務事業総点検及び施策評価）」に取り組んでいます。

政策評価委員会は、このPDCAサイクルの「評価」の過程において、行政自らが行った成果の把握や事業目標の達成状況に係る評価が、客観的、公正なものであるかなどについて、評価の手法や評価内容などを検証し、必要に応じて意見を述べ、評価制度の改善・改良及び評価内容の質の向上を図ることを目的としています。（関係資料4「政策評価委員会設置要綱」参照）

進行管理・評価の対象である総合計画は、総合計画策定検討委員会や市民会議での議論等を経て策定されており、また、市民参加を得た多くの分野別計画と十分連携を図って策定されていることから、施策や事務事業の内容について、「適・不適」を評価することはせずに、上記のように評価方法等に焦点を当てて検証するものです。

2 平成 17 年度 施策評価の検証

(1) 検証の対象と方法

政策評価委員会における検証の対象は、平成 17 年度に初めて市が実施した“施策評価”の評価結果です。

検証方法としては、評価帳票の記載に係る問題、課題を抽出し、今後の対応の方向性について意見を述べ、行政内部の評価の質の向上を図るため、

ア 施策の成果を把握するための指標が適切に設定されているか

イ 施策の成果が指標や定性的な説明で十分に把握されているか

という2つの項目について検証を行うこととし、今年度は、全施策（255 施策課題）の10%にあたる26の施策課題を無作為に抽出し、「指標の設定」、「成果の説明」の記載内容について検証することとしました。（抽出した26の施策課題は関係資料1を参照）

検証にあたっては共通の視点を設け、各委員がそれぞれの立場で検証し、問題・課題を整理しました。また、その他の施策課題の帳票についても特に改善すべき指摘事項がある場合には、意見として集約することにしました。

(2) 検証の視点

ア 「指標の設定について」の検証の視点

(1) 指標の妥当性（指標が設定されている施策課題について）

「参考指標」欄で記述されている指標が、「施策概要」欄に記述されている解決すべき課題に対応した成果を説明する指標となっているか。また、配下の事務事業との関連性がある指標であるか。

(2) 指標の分かりやすさ（指標が設定されている施策課題について）

「参考指標」欄で記述されている指標が、成果をイメージできるものになっているか。

また、指標が専門的データによる場合、指標の説明欄でその解説等により、分かりやすく説明されているか。

(3) 指標が設定できない場合の理由の妥当性（指標が設定されていない施策課題について）

指標を設定しない（できない）理由が、指標の説明欄に記述されている内容で明確に説明されているか。

市では、総合計画の策定時に指標を検討した経緯があり、その際には「指標と施策の因果関係が不明確である」、「成果が指標に反映されるには一定の時間がかかる」などの課題が残されています。検証の実施にあたっては、その課題に少しでもアドバイスできるように努めました。

イ 「成果の説明について」の検証の視点

(1) 課題解決の把握の適切さ

「施策概要」欄の「当該施策によって解決すべき課題」に記述されている課題に対し、「施策の概要」及び「配下の事務事業一覧」の内容の取組を行うことによって、課題解決に向けた成果の把握が適切に記述されているか。逆に、思うような成果が上がっていない部分がある場合は、その事実が説明されているか。

(2) 客観的な分析

可能な限り数値等を用いるなど定量化する工夫を図り、客観的な分析を行っているか。

(3) 分かりやすい成果説明

「成果の説明」欄で記述されている内容が、専門用語等の難解な言葉が多用されず、また具体的な成果事例を用いるなど分かりやすく説明されているか。

成果を説明するにあたっては、まず解決すべき課題が適正に把握されている必要があり、それを前提として、成果を客観的かつ公正に、市民の視点に立って分かりやすく説明する必要があります。「成果の説明」は、施策評価の要であることから、その妥当性について検証することにしました。

3 検証結果と改善意見

(1) 「指標の設定について」の検証結果

各委員が 26 の施策課題の評価帳票の記載内容について、「指標の妥当性」、「指標の分かりやすさ」、「指標なしとした理由の妥当性」の 3 つの視点に基づき、「妥当」、「概ね妥当」、「検討を要する」の 3 区分で検証しました。

表 1 は、指標設定ありの帳票 19、指標設定なしの帳票 7、合計 26 の施策課題について、各委員 8 人の検証結果を示したものです。

検証結果

「指標の妥当性」及び「指標の分かりやすさ」については、「妥当」、「概ね妥当」を併せると、それぞれ 82.9%、94.0%となっており、成果との関連性や指標の持つ意味の説明などについては、概ね良好な結果となっています。

「指標なしとした理由の妥当性」については、指標を設定する努力や工夫が見られないとして「検討を要する」とした評価が 42.9%に上っており、これらについては適切な対応が求められます。

表1 指標の設定について

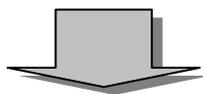
検証の区分 検証の視点	妥当		概ね妥当		検討を要する		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
指標の妥当性	54	35.5	72	47.4	26	17.1	152	100.0
指標の分かりやすさ	80	52.6	63	41.4	9	5.9	152	100.0
指標なしとした理由の妥当性	9	16.1	23	41.1	24	42.9	56	100.0

* 構成比は四捨五入してあるため、合計は必ずしも100%にならない。

注) 件数の合計は、指標ありについては、19 施策課題 × 8 人の検証結果 = 152
 指標なしについては、7 施策課題 × 8 人の検証結果 = 56

指標の設定に係る委員会の主な改善意見は、次のとおりです。

市民の側から見た指標設定の必要性と指標設定の工夫について
 市民の側から見た指標を適切に設定するためには、前提となる「解決すべき課題」において、明確な「目標」、「目的」の記述が必要です。また、適正な指標の設定は「指標ありき」の発想ではなく、まず「課題」を明確に捉えることから始まると考えます。



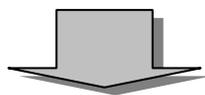
改善意見

アンケートや調査等の実施について、コスト等も考慮し適宜実施すること。
 施設整備を主とする施策については、安易に成果が完成後に発現するからとして、指標の設定をなしとせず、施策に適した指標を、出来高（アウトプット）、成果（アウトカム）にとらわれず適宜設定すること。

設定すべき指標の数、目標水準の明示について

現行では、指標の設定を2つに限定しているので、課題設定の範囲が広いことから、参考指標を増やすことも考えられますが、指標だけで必ずしも成果の全てを説明することはできないことから、単に指標の数を増やせば良いということにはなりません。一方、限られた指標で施策課題を網羅することも容易ではないと考えられます。

また、目標値の設定については、供給者側（行政）でコントロール可能な範囲の目標値になってしまうことも危惧されます。また、指標自体が目的化しては、却って適正な事業の執行を阻害することにもなりかねません。



改善意見

単に指標を増やせば良いわけでもなく、目標値が供給者側（行政）でコントロール可能な範囲の目標値になってしまうことも危惧されるなど、検討すべき課題が残されていることから、今後さらなる検討が望まれる。

(2) 「成果の説明について」の検証結果

成果の説明についても、(1)の「指標の設定についての検証結果」と同様に、各委員が26の施策課題の評価帳票の記載内容について、「課題解決の把握の適切さ」、「客観的な分析」、「分かりやすい成果説明」の3つの視点に基づき、「妥当」、「概ね妥当」、「検討を要する」の3区分で検証しました。

表2は、26の施策課題について、各委員8人の検証結果を延べ数で示したものです。

検証結果

成果の説明については、「課題解決の把握の適切さ」、「客観的な分析」については「妥当」、「概ね妥当」を合わせると85%を超えていますが、「分かりやすい成果説明」については「検討を要する」が20%を超えており、専門用語やカタカナ語の使用について市民への配慮が一層必要です。

表2 成果の説明について

検証の区分 検証の視点	妥当		概ね妥当		検討を要する		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
課題解決の把握の適切さ	80	38.5	100	48.1	28	13.5	208	100.0
客観的な分析	53	25.5	124	59.6	31	14.9	208	100.0
分かりやすい成果説明	67	32.2	98	47.1	43	20.7	208	100.0

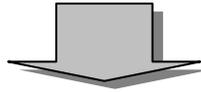
* 構成比は四捨五入してあるため、合計は必ずしも100%にならない。

注) 件数の合計は、26 施策課題 × 8 人の検証結果 = 208

成果の説明に係る委員会の主な改善意見は、次のとおりです。

説明の仕方、書き方について

施策評価票は市民との情報共有のツールとして位置づけられることから、行政内部で使用している用語などは、一般市民は分かりにくく、見やすさ、分かりやすさに留意することは大変重要なことです。



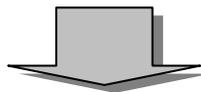
改善意見

記入マニュアルへ具体的な記述方法を明記するなど、市民に分かりやすい表記となるように、庁内で徹底すること。

成果の把握について

施策評価結果を公表する大きな意義は、市民が身近に感じている地域課題について、行政がどのように課題を認識し、取り組んでいるのかを明示することによって、市民の市政への参加を促す契機となることだと考えます。

そのためにも、評価帳票の記入にあたっては、目的や目標を記入すべき「当該施策によって解決すべき課題」と、そのために何をするのかを記入すべき「施策の概要」を明確に書き分ける必要があります。



改善意見

施策課題に対する成果は、基本的には全て網羅して説明することを徹底すること。

施策課題の現状分析、目標、目的の明確化を徹底すること。（誰の、何のために、何をするのかをできるだけ具体的に示すこと。）

全ての施策について一様の様式で対応しており、施策の説明には限界があることから、ハード事業や制度の構築が主な施策は、事業完成後の効用を明確に示すこと。

(3) その他の意見

その他として、2つの検証の視点についての意見以外に、評価システムについての改善、改良に関する意見が次のとおりありました。

施策課題に掲げる「解決すべき課題」の範囲に対して、事業の目的が限定されている施策がある。

施策評価についても、目標を設定しないと正確な評価ができないのではないかと。(必ずしも数値目標とは限らないが、数値で設定できるものは数値が良い)

書きやすさ、見やすさに配慮した帳票デザインの工夫が必要。

上記のような政策体系に係わる課題や目標の設定は、総合計画の作りと密接に関連していることから、実行計画策定の中で検討することを望みます。

また、分かりやすい説明となるための帳票のデザインについては、可能なところから改善を図ることを望みます。

4 まとめ

今回、市が初めて実施した施策評価は、実行計画に位置づけられた全ての事務事業の「事業目標」の達成度を踏まえたものであり、「計画・実行・評価・改善（Plan-Do-Check-Action）」のしくみの中にしっかりと位置づけられています。このような目標管理を基本とした行政運営は、総合計画の実行性を高めるとともに、透明性の高い行政運営を実現するために必要な取組であり、評価したいと考えます。

市の評価制度は、自治基本条例に明文化され、「政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること」を「市民の権利」として位置づけている所に大きな特徴があります。施策評価結果を公表することは、市民と行政が情報の共有化を図ることであり、市民が地域課題を解決するために、自ら実践活動にかかわる契機となることも期待されます。

そのような視点で、施策評価票を検証しますと、市民への分かりやすさという点で幾つかの課題が残されていると考えます。

その中で特に重要と考えることは、課題の設定についてです。市民と地域課題について議論し協働して解決に取り組んでいくためにも、「市が何を課題として設定しているか」については、明確に市民に示す必要があります。帳票の記入では、成果を語ることに注意が払われ、課題についての記述が不十分な帳票が散見されました。

また、市の評価の出発点が行政内部のマネジメントツールであったことから、施策評価票の内容が一般市民には難しくなる傾向があります。今後は、施策評価票を市民とのコミュニケーションツール（情報共有のための道具）であることをしっかりと意識し、分かりやすい帳票作成に努めていただきたいと思います。

一方、市民も施策評価票で得られる情報には限りがありますので、詳細な事業内容を知るためには、自ら進んで情報にアクセスする努力も必要となるでしょう。そうすることで、市民自ら必要に応じて施策を評価することも可能となります。

今回、施策評価結果が公表されたわけですが、市民の方から多くの評価制度や施策・事務事業について意見や感想、質問が寄せられることで、市の評価システムが機能するといっても良いでしょう。政策評価委員会も市民の方からいただいた意見を参考にしながら、市の評価制度の改善・改良に努めていきたいと考えていますので、多くのご意見を期待しています。

5 関係資料

資料1 抽出した26の施策課題一覧

施策課題コード	施策課題名	施策課題所管課
11101000	安全な地域社会の確立	市民局地域生活部地域生活課
12101000	危機管理体制の整備強化	総務局危機管理室
13102000	景観に配慮した公共空間づくりの推進	まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課
14203000	身近な道路の維持管理	建設局土木建設部維持課
15203000	下水道事業の効率的な運営	建設局総務部経営管理課
21402000	高齢者の在宅生活を支援するサービスの提供	健康福祉局高齢者在宅サービス課
22204000	地域生活支援型入所施設への転換と整備	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
23203000	公害健康被害者の救済及び健康の回復の促進	健康福祉局保健医療部環境保健課
31103000	幼児教育環境の整備	教育委員会事務局総務部学事課
32103000	学校の教育力の向上	教育委員会事務局教職員課
33103000	学校施設の有効活用の推進	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課
35301000	平和施策の推進	市民局人権・男女共同参画室
41205000	経済活動におけるリサイクルの推進	環境局生活環境部収集計画課
42201000	地域環境美化の推進	環境局生活環境部廃棄物政策担当
43202000	特色ある公園緑地の管理と活用	環境局緑政部公園管理課
51103000	戦略的な産業立地の誘導	経済局産業政策部産業誘致課
51403000	販路拡大・開拓の支援	経済局産業振興部工業振興課
52204000	コミュニティビジネスの振興	経済局産業政策部企画課
54101000	臨海部の再生に向けた産学公民連携の推進	経済局産業振興部工業振興課
54302000	川崎殿町・大師河原地域の拠点整備(再掲)	まちづくり局計画部神奈川口推進担当
55101000	川崎駅周辺地区の整備	まちづくり局総務部企画課
56201000	幹線道路網の整備	建設局道路計画部道路計画課
62101000	市民文化活動への支援	市民局市民文化室
63103000	多摩川の利用環境の向上	環境局緑政部多摩川施策推進担当
71203000	協働型事業の拡充	市民局地域生活部地域生活課
73102000	電子市役所の充実	総務局情報管理部システム企画課

資料2 「指標の設定」に係る個別意見

* 『 』内は、施策課題名を示しています。

市民など需要者側から見た指標設定の必要性、指標設定の工夫について
利用者等への簡易なアンケートを実施する必要がある。(満足度や認知度など)

『危機管理体制の整備強化』、『平和施策の推進』における施策の認知度、『学校施設の
有効活用の推進』における利用者満足度など。

定点観測など、軽易な調査の実施が必要である。

『地域環境美化』におけるポイステ(たばこ)の数、『多摩川の利用環境の向上』にお
ける施設利用者の数など。

事務事業で示されている事業目標の実績を活用できるものもある。

『戦略的産業立地の誘導』における「工業立地情報システムの掲載情報」など。

施設整備などは、事業の進捗率を指標としても良いのではないか。

『川崎駅周辺地区の整備』、『幹線道路の整備』における全体計画に対する進捗率など。

「施策目標」と「指標」の相関が不透明、単年度主義下での指標の妥当性が不明であ
る。

『安全な地域社会の確立』における「市内交通事故発生件数」、「市内街頭犯罪認知件数」、
『学校の教育力の向上』における「研修達成率」など。

完璧な指標は難しくとも、試行的に、あるいは、複数の指標の組み合わせを是非検討
されたい。

『高齢者の在宅生活を支援するサービスの提供』、『生活支援型入所施設への転換と整
備』など「指標の設定が難しい」とした施策課題について。

指標が行政(供給)サイドの視点に立っており、市民(需要)サイドに立っていない。

『下水道事業の効率的な運営』における「経営の効率化の額」など、指標全般に渡る印
象として。

指標なしの選択が簡単になされている。

「指標の設定が難しい」とした『景観に配慮した公共空間づくりの推進』、『特色ある公
園緑地の管理と活用』など。

設定すべき指標の数及び増減率や対象となる分母の明確化、目標水準の明示につ
いて

指標が、施策の範囲のごく一部しか表現できていない。

『身近な道路の維持管理』における「橋梁の耐震補強率」、「下水道事業の効率的な運営」
における「経営の効率化の額」など。

課題、事務事業の範囲は、現在の参考指標よりも広いので、さらに追加指標を検討す
ることが望ましい。

『学校の教育力の向上』における「コンピュータで指導できる教員の割合」、「コミュニ
ティビジネスの進行」における「NPO融資件数」など

成果についても、目標とする数値を設定しないと正確な評価ができないのではない
か。数値化した目標づくりを徹底してはどうか。

事業ごとに対象となる母数を明示して達成度を測ってはどうか。

参考指標にも目標水準が必要ではないか。

資料3 「成果の説明」に係る個別意見

* 『 』内は、施策課題名を示しています。

説明の仕方、書き方について

外来語がカタカナ表記で多く出てくる。標準的な日本語言葉で表し()にカタカナ表記する方法を取り決めないと市民全体に理解されにくい。

『電子市役所の充実』における「e-ラーニング」など。

記述が行政内部で使っている法律名、事業名をそのまま使っているので、一般市民には分かりにくい。

『身近な道路の維持管理』における「跨道橋」など。

帳票は西暦となっていることから、文章も西暦で統一をした方がよい。

全般的に配下の事務事業のことをあれもこれも説明をしたい熱意は理解できるが、文章がだらだらと長くなっている。箇条書きにするとよい。

成果の把握について

必ずしも、解決すべき課題を全て網羅した成果の説明になっていない。

『学校の教育力の向上』における「生きる力」に係る成果の説明など。

成果を説明する上で、施策を構成する事務事業に濃淡がある。

『景観に配慮した公共空間づくりの推進』における多摩川以外の都市景観に係る成果の説明など。

解決すべき課題を解決するために事務事業がどの程度影響(インパクト)を与えるかが不明。

需要(市民)側の感覚(成果の実感など)を取り入れるべき。

『特色ある公園緑地の管理と活用』、『臨海部の再生に向けた産学公民連携の推進』など。

「～を推進する」「～を検討する」では成果の把握が難しい。一步踏み込んで「推進した結果」「検討した結果」何をどうするのか明確にする必要がある。

「施策課題」としての目的やねらいの説明が不足し、理念レベルか個別事業レベルの説明が多くなっている。

政策目的、目標が不明確なまま、いきなり課題がくるのでやや違和感がある。

整備プロジェクトは、その全体計画の説明が載っていないので、一般市民には分かりにくい。別紙にマップ等を添付してはどうか。

『幹線道路網の整備』、『多摩川の利用環境の向上』など。

資料4 川崎市政策評価委員会設置要綱

川崎市政策評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 川崎市の実施する施策等の評価の客観性及び公正性を確保し、あわせて評価制度の改善、改良に資することを目的として、川崎市政策評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 施策等に係る評価が客観的かつ公正な評価手法等に基づいて実施されているかなどについて審議し、意見を述べること。
- (2) 評価の実施状況、評価結果等について報告を受け、評価結果の施策への反映及び成果の把握状況等について意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、評価手法等について見識を有する学識経験者5名、公募市民3名以内によって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集)

第6条 委員会は、必要に応じて市長が召集する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(関係者の出席)

第8条 委員会において、必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合企画局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年 5月23日から施行する。

資料5 政策評価委員会の審議経過・政策評価委員会委員名簿

政策評価委員会の審議経過

平成 17 年度

第 1 回

平成 17 年 10 月 7 日（金） いさご会館 第 1・2 会議室

- (1) 本市の評価制度について
- (2) 施策評価のしくみと委員会の役割について

第 2 回

平成 17 年 11 月 4 日（金） 明治安田生命ビル 第 1 会議室

- (1) 評価結果の審査方法について
- (2) 評価結果及び審査結果の公表の仕方等について

第 3 回

平成 18 年 3 月 23 日（木） 明治安田生命ビル 第 2 会議室

- (1) 施策評価の実施状況について
- (2) 今後の作業スケジュールについて

平成 18 年度

第 1 回

平成 18 年 5 月 24 日（水） 明治安田生命ビル 第 1 会議室

- (1) 施策評価票の審議について

第 2 回

平成 18 年 7 月 18 日（火） 第 3 庁舎 1 5 階 第 3 会議室

- (1) 施策評価票の審議について

川崎市政策評価委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等
委員 長	高千穂 安 長	玉川大学経営学部教授
副委員 長	小 島 聡	法政大学人間環境学部教授
委 員	内 海 麻 利	駒澤大学法学部助教授
	川 崎 一 泰	東海大学政治経済学部助教授
	水 上 耕一郎	株式会社野村総合研究所事業革新コンサルティング部長
	大 枝 奈 美	公募市民委員
	藤 村 千賀子	公募市民委員
	弓 削 光 雄	公募市民委員